

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年6月24日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県南予地方局八幡浜第三職員住宅外壁修繕業務

(2) 業務内容及び数量

修繕内訳書・仕様書による

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年12月28日まで

(4) 業務の履行場所

愛媛県南予地方局八幡浜第三職員住宅（八幡浜市八代39番地4）

(5) 入札方法

入札金額は、愛媛県南予地方局八幡浜第三職員住宅外壁修繕業務に係る一切の経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

(3) 入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間内にない者であること。

(4) 愛媛県の令和5・6年度建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されており、建築一式工事に係る建設業許可（大臣、知事のいずれも可）を有する者であること。

(5) 愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所を置く者であること。

3 入札日時及び場所等

(1) 入札日時及び場所

日時 令和6年7月9日(火) 午前10時

場所 愛媛県南予地方局八幡浜支局4階研修室

(2) 入札書の提出方法

入札場所で直接提出する。

(3) 開札

即時開札

(4) 問い合わせ先

愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室総務県民グループ

〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号

電話番号 0894-22-4111 (内線210)

FAX 0894-24-6271

E-mail yaw-soumu@pref.ehime.lg.jp

4 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)(以下、規則という。)第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア 入札説明書の配布等

公告の最後に添付してあるファイルからのダウンロードによるほか、上記3(4)の場所で手渡しにより配布する。

※配布時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 必要書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載の必要な書類を上記3(4)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

提出期限：令和6年7月1日(月)午後5時15分

ウ その他

愛媛県から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

契約書の作成を要し、契約を締結する旨の通知をした日から5日以内に作成する。

(6) 落札者の決定方法

規則第133条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。